

台風第19号により被災された県民の方に 県営住宅を一時的に無償提供します

(第一次公募)

【対象となる方】

県内で台風第19号により住宅が被災し、市町村の発行する「り災証明書」で半壊以上となる方が対象です。

「り災証明書」がなくても、被災の状況をお伺いして申し込みは受け付けます。その場合「り災証明書」の発行後、速やかに提出していただく必要があります。

【入居できる住宅及び要件等】

次の住宅に入居が可能です。住宅一覧は、別紙「提供予定の被災者向け住宅一覧」を御覧ください。
なお、各住宅の使用料は無料ですが、共益費等を御負担いただきます。

住宅の区分	所在地	無償での一時使用期間
県営住宅	水戸市、日立市、笠間市、龍ヶ崎市、ひたちなか市、城里町、常陸大宮市、常陸太田市、鹿嶋市、神栖市、阿見町	6ヶ月 ※被災者の実情に応じて延長可能。(最長1年間)

※ 入居可能な住宅が追加になる場合があります。

【入居申込みについて (第一次公募)】

入居申込書に必要事項を御記入いただき、下記窓口までお申し込みください。

(郵送・ファックス・電子メール可、10月23日(水)必着)

【申込窓口】

(一財)茨城県住宅管理センター 水戸センター

(〒310-0062 水戸市大町3-4-36大町ビル2階)

TEL: 029-226-3350, FAX: 029-233-2424, メール: gyoumu@i.jkc.jp

同 日立センター (〒317-0065 日立市助川町1-8-15ブルーバード学園ビル1階)

TEL: 0294-32-7361, FAX: 0294-87-6612, メール: hitachi@i.jkc.jp

同 つくばセンター (〒305-0034 つくば市小野崎260-1ヒロサワつくばビル1階)

TEL: 029-853-1370, FAX: 029-879-7701, メール: tsukuba@i.jkc.jp

【募集期間】

令和元年10月16日(水)より10月23日(水)まで

【入居住宅の決定について】

入居申込書に御記入いただいた内容をもとに、希望する住宅の所在地及び住宅の区分により入居住宅を決定します。

ただし、応募者が多数となった場合は、希望する住宅の所在市町村にお住まいの世帯及び住宅の被災の程度、住宅の困窮度の高い世帯を優先して決定します。

なお、部屋を個別に指定することはできませんので御了承ください。

【入居可能日】

令和元年10月24日（木）より、順次入居の御案内をいたします。

【注意事項】

- (1) 各住宅とも、敷金、退去時の修繕、連帯保証人は免除します。ただし、緊急連絡先の登録は必要となりますので御了解ください。
- (2) 基本的に現状のまま入居していただきます。住宅は、前の退去者が退去したままの状態となっていることもありますので、各自で入居前清掃が必要な場合があります。
- (3) 住宅によっては、入居にあたって修繕が必要な場合があるため、入居までお待ちいただくことがあります。
- (4) 浴槽、風呂釜は住宅管理者が設置しますが、住宅によっては入居後の設置となる場合があります。
- (5) ペットの飼育は禁止となっています。
- (6) 無償提供期間は、応急修理が完了し速やかに自宅に戻るまでとなります。(災害救助法による「応急修理制度」を利用する方の場合)

【その他】

- (1) 入居申込み後、入居を辞退する場合はお手数ですが御連絡ください。
- (2) 第一次公募以降についても、状況に応じて入居者受付を行います。詳しくは以下のお問い合わせ先までご連絡ください。
- (3) 市町村営住宅への入居を御希望の場合は、お住まいの市町村へ御相談ください。

【お問い合わせ先】

- (一財) 茨城県住宅管理センター (県営住宅指定管理者)

水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

電話 029-226-3603

ホームページ <http://www.ijkc.jp>

- 茨城県土木部都市局住宅課 (住宅管理・滞納対策担当)

茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-4750

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/jutaku/index.html>

相談時間：午前8：30～午後5：15（土、日、祝日除く）